

一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター

理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター**定款第22条**に規定する理事の職務について、その職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適切かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規定等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、総務、事業及び助成に係る職務を分掌する。

3 理事は、分掌外の職務についても協力し、この法人の目的が達成されるよう努めなければならない。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び神奈川子ども未来ファンド決裁及び委任マニュアルに掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表権を有する理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。

(2) 総会及び理事会を招集する。

(3) 理事会の承認を得て理事を任命する。

(副代表)

第5条 副代表の職務権限は、法令、この法人の定款及び一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター決裁及び委任マニュアルに掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表理事を補佐しこの法人の業務を遂行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

第3章 補 則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年12月7日から施行する。